



長野県報

9月5日(月)
平成17年
(2005年)
第1691号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医務課) 1

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 1

家畜伝染病発生の報告(畜産課) 2

国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) 2

一般競争入札(住宅課) 2

一般競争入札(地球環境課) 3

告 示

長野県告示第377号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年9月5日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成20年9月1日

医務課

公 告

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 森の座

3 代表者の氏名

西村智幸

4 主たる事務所の所在地

長野県伊那市大字伊那部3705番地5

5 定款に記載された目的

私達は、伊那谷の森と自然を未来世代に伝え残すことを目的とします。私達が願うのは、縄文の時代から私達を見守り続けてくれた伊那谷の森とその文化に、これからも共に歩み抱かれること。その願いを未来世代の子供達に感じてもらえるよう、地域の営みに根ざしたさまざまな活動を興し、過去から今、そして未来へとつながる森林の姿を、ひとりでも多くの人々と感じができる事業を展開します。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひなたぼっこ

3 代表者の氏名

名取武一

4 主たる事務所の所在地

長野県諏訪郡富士見町富士見11650番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に

に、高齢者及び障害者の暮らしやすい地域、まちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年9月5日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生群数	発生の場所又は区域
腐 虫 病	みつばち	平成17年8月24日	1	下伊那郡 豊丘村
		平成17年8月25日	1	下伊那郡 下條村
		平成17年8月25日	5	下伊那郡 下條村
		平成17年8月25日	2	下伊那郡 下條村

畜産課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年9月5日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成 果 の名 称	調査を行った期 間	調査を行った地 域	認 証 年 月 日
上伊那郡 飯島町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成16年度まで	上伊那郡飯島町飯島の一 部	平成17年 9月5日
上水内郡 信濃町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成16年度まで	上水内郡信濃町大字穂波・古間の各一部、大字富濃の一 部	平成17年 9月5日
木曽郡木曾福島町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成16年度まで	木曽郡木曾福島町福島の一 部	平成17年 9月5日
南佐久郡 小海町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成16年度まで	南佐久郡小海町大字稻子の一 部	平成17年 9月5日

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月5日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅東小諸団地外5団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

(3) 履行期間

平成17年10月1日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

小諸市甲1574-1

県営住宅東小諸団地外5団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1

長野県佐久地方事務所建築課

電話番号 0267 (63) 3159 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年9月27日 午後2時

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年9月16日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月5日

長野県環境保全研究所長 竹松政博

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

集塵用チャンバー 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成17年11月1日から平成18年3月31日まで

(4) 借入場所

長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第

35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市安茂里米村1978（郵便番号 380-0944）

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研究情報チーム

電話 026 (227) 0354

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年9月21日（水）午後1時30分

イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研修室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年9月20日（火）午後5時

イ 場所 長野市安茂里米村1978（郵便番号 380-0944）

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境課